

番 号： 160576

国 名： エチオピア

担当部署： 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名： 砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理（SLM）」フレームワークの開
発プロジェクト（科学技術協力）詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 評価分析
- (2) 格 付： 3～4号
- (3) 業務の種類： 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2016年9月中旬から2016年11月上旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.45M/M、現地 0.70M/M、合計 1.15M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 4日 現地業務期間 21日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法： 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ
も提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調
達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) >
業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧くだ
さい。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いた
いても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知： 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル
提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月13日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	エチオピア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

エチオピアでは、国家計画として5年毎にGrowth and Transformation Policy(GTP)が策定されており、この中で、「農業」を核として経済成長を計りつつ、2020～2023年までには中所得国入りすることを大目標に掲げている。また、人口の80%以上を占める貧困層零細農家の支援と生産性の向上を目指している。当該国における農業生産の主力を占める高地地域では、土壌侵食と干ばつにより食料不足に陥りやすい状況にある。そのため、土壌侵食を防ぐことで農地保全と生産性維持を目指す持続的な土地管理システム（Sustainable Land Management：SLM）の技術開発普及が国家的な取り組みとなっている。

エチオピアでは、2008～2013年の第1期（SLM I）に引き続き、現在は2013～2019年の第2期（SLM II）が実施されている。現行のSLM事業では、トレンチ（流水を留める溝）、ソイルバンド・ストーンバンド（等高線に沿った土堤・石積み）、チェックダム（貯砂堰堤）、斜面のテラス化、植林、ガリーの修復などが実施されているが、水食による表土流亡に対する効果が十分でない。また、事業は農民の無償労働にて行われており、持続性や自律性が課題となっている。本事業のサイトとなるアムハラ州の場合、農民は無償で年21日の対策工事に従事せねばならず、2012年は実際に約720万人の農民と1万5,000人の公務員が参加した。これは金額にすると約15億ドルにもなると報告されている。強制労働ではなく、裨益零細農家の生計向上に結び付く事業とすることで、取り組みの持続性を確保することが課題となっている。

このような状況を踏まえ、土壌侵食防止機能の強化、土地生産力の向上、住民の所得向上を組み込んだ、次世代型SLMのフレームワークを開発することを目的とした「砂漠化対処に向けた次世代型「持続可能な土地管理（SLM）」フレームワークの開発プロジェクト」がエチオピア政府より要請された。本プロジェクトは、鳥取大学を日本側代表研究機関、島根大学、東京大学を日本側協力機関、バハルダール大学を相手国側代表研究機関、エチオピア農業省、アムハラ州農業研究所、水・土地資源研究センターを相手国側協力機関とする「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」案件として実施されるものである。プロジェクトにおいては青ナイル川上流域3地域にて①土壌侵食削減技術の開発、②土壌生産性の向上技術の開発、③女性・若者のエンパワーメント支援、④SLMフレームワークの開発、⑤開発した研究・技術の発信を行う予定である。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、担当する業務部分について報告書を取り纏めて提出する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2016年9月中旬）
 - ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。

- ② 国内研究機関関係者へヒアリングを行い、プロジェクトの概要（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等の計画）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ③ JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。
 - ④ 上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
 - ⑤ 現地調査で相手国関係機関から収集すべき内容を検討する。
 - ⑥ 相手国関係機関への事前質問項目（案）を取りまとめる。
 - ⑦ PDM（Project Design Matrix）案（和・英）、PO（Plan of Operation Plan of Operation）案（和・英）、および事業事前評価表案（和）を検討する。
 - ⑧ 調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に出席し担当部分につき説明する。
- (2) 現地派遣期間（2015年9月下旬～10月中旬）
- ① JICAエチオピア事務所等との打合せに参加する。
 - ② エチオピア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) エチオピアの開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) エチオピアの案件関連分野における開発動向
 - ウ) 現行SLMの実施状況、成果、課題
 - エ) エチオピアの実施体制（中央、アムハラ州、プロジェクトの各サイトそれぞれにおける関係機関の組織・予算・人員・技術レベル等）
 - オ) プロジェクトの各サイトの社会経済状況、環境
 - カ) JICAの関連案件の実施状況、成果、課題
 - キ) 他ドナー・機関の援助動向
 - ④ 調査団及びエチオピア側関係機関と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
 - ⑤ エチオピア側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
 - ⑥ 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、他の調査団員及び相手国側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る現地調査結果をJICAエチオピア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2015年10月下旬）
- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおりであり、これを本契約の成果品とする。

- ・ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（事前評価表案含む）（案）（和文）：1部
上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます。（見積りに計上してください。）

航空経路は、東京（成田・羽田）発アディス・アベバ着往復とし、最も効率的、経済的な経路を選択してください。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年9月28日～10月18日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者と同様若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と共に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究代表（鳥取大学）
- エ) SATREPS計画・評価1（JST）
- オ) SATREPS計画・評価2（JST）
- カ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAエチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
機構が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで開催されています。

- ・ 2016年度「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」新規採択案件の決定について

http://www.jica.go.jp/press/2016/20160511_01.html

- ・ エチオピアの関連案件情報は下記のとおり。

「オロミア州リフトバレー地域におけるFFSを通じた持続的自然資源管理プロジェクト」案件概要表

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/6734e92d7d23214649257b1e0079db53?OpenDocument>

また、本業務に関する以下の資料を、JICA 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第2チーム（03-5226-8725、担当：森永）にて貸与します。

- ・ 要請書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様にしてください。また、現地作業中の安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとします。

以上